

成島柳北と自由民権

～明治14年以降の『読売新聞』を中心に～

乾 照 夫*

1. はじめに

明治10年代は、自由民権運動の動向とあいまって、「小新聞」と呼ばれた大衆新聞にも“政治の波”が押しよせた時期である。ことに、当時、東京にあって最大の発行部数を誇った『読売新聞』の場合にはめざましく、まず明治12年(1879)2月に社説としての「読売雑譚」を設けたのははじめとして、明治14年(1881)1月には朝野新聞社々長成島柳北を顧問兼取締役方にむかえ、やがて明治14年の政変で下野した大隈重信との関係から明治15年(1882)以降は立憲改進黨系の新聞と目されるまでとなり、まさに「小新聞」において自由民権の一時代を形成するにいたっている¹⁾。

そもそも『読売』がその社説として設けた「雑譚」は「高踏空疎な政治論に墮することなく」大衆の生活向上と啓蒙化をはかる内容のものであったといわれる²⁾。だが、その後、前述のように成島柳北が顧問兼取締役方となり、その所説を「雑譚」に載せるにおよんで、『読売』は大衆紙として「俗談平話」の方針を保持しながらも、いっぽうでは時局に対して政治的見解をあきらかにするようになったと思われる。

そこで本稿は、いわゆる「小新聞」と自由民権に関する一研究として、明治14年以降の「雑譚」における成島柳北の言論活動を解き明かしてゆくこととなるが、その中でまず注目しておきたいのは、元来「絶体的に政治等に関する論

説を掲げざりし事³⁾」を旨とした「小新聞」の限界を柳北自身がどのように打開しようとしたのか、またそれに関して従来政治論よりむしろ「花街の艶種、演芸等に関する記事を歓迎⁴⁾」した大衆読者に対して柳北自身がどのように啓蒙化をはかったかという点である。もとより、この問題をぬきにして「小新聞」と自由民権について述べることはできない。

つぎに筆者は、以上のような点をふまえ、当時「民権家の絶大文豪⁵⁾」(塚原波柿の言葉)と敬仰された柳北が、北海道開拓使払い下げ問題から明治14年の政変、自由党・立憲改進黨の結成、さらに在来新聞の政党系列化などといった一連の政治動向に対して、言論界の一指導者としてどのように対応したかという点についても検討を加えたい。柳北の場合、生来の文人氣質と蒲柳の質から政治の表舞台で活躍したとはいいがたいが、それでも当時は言論界・文壇を代表する大御所的存在であっただけに、『読売』においてもそれ相応の社会的発言をおこなうことはじゅうぶんありうる。

ところで以上のような点とともに注目すべきは、松方デフレ政策により明治16年(1883)秋から顕著となった経済不況に対する柳北の姿勢であろう。周知のごとく自由民権運動は、この不況の進展とともに退潮傾向を示しただけでなく、やがて各地で政党员・農民による「激化事件」が起こるにおよんで、ついに壊滅の状態におちいるが、その間の柳北は『読売』に拠って

* 東京情報大学講師

どのような言論活動を展開していたのだろうか。この点についても、自由民権運動と「小新聞」のありかたに対していくつかの示唆をあたえるかと思われるので検討を加えてみたい。

なお本稿では、これまで述べた趣旨により、引用する史料の多くは『読売』からのものであるが、それ以外にも補充史料として『絵入朝野新聞』等に掲載された柳北の「雑録」文を用いてみたい。『絵入朝野』は明治15年11月2日に創刊された「小新聞」で、わずか第49号にして経営に行き詰まり、翌年4月3日から朝野新聞社の経営下に属する⁹⁾。これにより柳北は同紙の編輯を監督し、みずからも「雑録」欄に寄稿するなど、いわば『絵入朝野』の“顔”としての役割を果たしている。ちなみに柳北の寄稿になる『読売』の「雑譚」と『絵入朝野』の「雑録」とは、「小新聞」読者対象という点で大したちがいはない。

2. 「小新聞」読者の啓蒙

明治初年から明治10年代にかけて我が国の新聞には「小新聞」と呼ばれる大衆新聞と、「大新聞」と呼ばれる政論新聞があったことが知られている⁷⁾。そこでまず、「小新聞」「大新聞」と呼ばれる新聞がそれぞれどのようなものであったのか見てみよう。その特徴となるべき点をあげると、下表のとおりである。

この表によると両者は、新聞紙の体裁あるいは紙幅において異なっていただけでなく、紙面にあらわれた記事の“中身”において大きなちがいがあったことがわかる。ところで、その“中身”のちがいは、まず当時の読者の社会的関心・趣味・嗜好によるもので、それに応じてそれぞれの記者が趣向を凝らすというものであった。ここであらかじめ「小新聞」「大新聞」の名称について述べておくと、もともとは紙幅の小・大によって名づけられたものであるが、のちには

野崎左文による「小新聞」と「大新聞」の比較

小 新 聞	大 新 聞
(1) 体裁は両面摺2頁のもの ^{のふ} 而已なりし事（後には4頁形に改めしものもありたれど）	(1) 体裁は2ツ折4頁のもの多かりし事
(2) 記事は総て振仮名付なりし事（布告布達類及其の官名人名月日の数字にまで傍訓を施したり）	(2) 記事に振仮名を施さざりし事（但し ^{むつ} 六かしき漢字に限りところどころ傍訓を施せし事はありしやうに覚ゆ）
(3) 絶体的に政治等に関する論説を掲げざりし事	(3) 毎号政治等を論議せる社説を掲げし事
(4) 強窃盗、殺傷騒ぎ等の警察種に重きを置きし事	(4) 強窃盗、殺傷騒ぎ等の警察種に冷淡なりし事
(5) 花街の艶種、演劇等に関する記事を歓迎し此方面に向って専ら探訪の力を竭せし事	(5) 花街の艶種、演劇、 ^角 力其他の演芸に関する記事に冷淡なりし事
(6) 毎号絵入の続き物を掲げしこと（読売新聞のみは久しき後まで此事なかりき）	(6) 小説の続き物を掲げず又其の絵画を挿入せざりし事
(7) 記者は戯作者、国学者其他狂言作者狂歌師等の遊戯文学者なりし事	(7) 記者は政治、法律、経済等の論客及書生、漢学者等なりし事
(8) すべて外国の事に無頓着なりし事	(8) 外報の一欄を設けて海外の出来事を報道して又ロイテル電報等を訳出せし事
(9) 其の購読者は中流以下の人種又は中流以上の妻女、姉妹等なりし事	(9) 其の購読者は中流以上の人種なりし事
(10) 広告の少かりし事	(10) 広告の多かりし事

注. 野崎左文「昔の新聞談（上）」（『明星』巳年第5号，明治38年5月）により作成。

記事によって「婦女子にも解り易い俗談平話で、重もに社会の出来事を書く新聞」を「小新聞」とし、「専ら政治法律に関する硬くるしい事を書く新聞」を「大新聞」とする見方が一般的となっている⁹⁾（「小新聞」は総ふりがなであったので「傍訓新聞」とも呼ばれる）。

「小新聞」と「大新聞」のこうしたちがいは、当時の新聞界にあっても厳密に区別されていたようであるが、明治14年（1881）1月以降、『読売』紙上に成島柳北が寄稿するにおよんで、ようやく「狭まる」様相を示すまでになる。当時の『読売』社長であった子安峻は、柳北に寄稿を依頼した経緯をつぎのように述べている。

「朝野新聞社長成島先生へ余と会晤すること、席上必ず一文を草して示さる。余深く愛賞し窃に思ふ、先生一時の戯文も亦世に裨益無しとせず、何ぞ独り見て止むに忍びんや。乃ち請ふて今より後之を我が紙上に録し、以て江湖に示さんとす。蓋し我が紙上に幾分の光彩を添ふる者と謂ふ可きか。」

（『読売』M14, 1, 4）

当時、成島柳北が社長の任にあった『朝野』は、「大新聞」としては『東京日日新聞』『郵便報知新聞』の両紙を抜いて第1位の発行部数を誇る、いわば日本を代表する政論新聞であった⁹⁾。また、いっぽうの『読売』も我が国における「小新聞」の草分け的存在であるのみならず、発行部数において明治10年以来4年間連続日本一に輝いた、これも日本を代表する大衆新聞であった¹⁰⁾。

このように見てくると『読売』が柳北を執筆陣に加えたことには「大新聞」の一象徴たる柳北を招聘したといえるまでの意味があったと見てよく、またそれによって「小新聞」と「大新聞」とのへだたりが或る程度まで狭まるのではないかと観測も可能となる。

しかしながら、そうした問題を当時の状況から考えてみると、前掲の表に示されるような「小新聞」と「大新聞」とのギャップは依然としてあるわけで、その点からいえば「大新聞」出身の柳北が抱えた第一の課題は、両者のギャップ

をどのように埋めてゆくかという点にあったと思われる。

「君見ずや、裏店に栖む熊と虎と街上に闘ふ時、双方の胸中に必ず其の理窟ある可しと雖も、其の理窟を言ふ道を知らぬ故、直ちに之を腕力に訴へ、其の勢ひを助けくるために悪口雑言を以てし、畜生と罵りヒョットコと叫ぶ。（中略）然りと雖も、熊や虎や元来文字も道理も知らぬ下等社会の我利々々蒙者なれば、斯くの如き事を為すも亦更に咎む可きに非ず。唯怪む、世の新聞雑誌等の社会に従事する人々にして、如何ほど野鄙粗暴を喜ぶ性質なりとも、決して裏店社会の人物とい異なる可きに、左へ無くして少しく討論に渉る事あれば道理をバ次にして、唯口から出まかせの悪口雑言を以て勝を取らんとする無法者有るを。此等の人も筆を持つ事を知り字を書く事を弁へたる上へ、十分に其の理窟を述べたらば人に分からぬ事いよも有るまじきに、鄙しき詞を並べて人力車夫一様の所為を為す浅ましき限りならずや。」

（『読売』M14, 7, 8）

ここで柳北は、「小新聞」にありがちな「悪口雑言」のたぐいを戒めるべきだという。たしかに当時の「小新聞」はといえば、その方針に勸善懲惡主義をうたってはいたものの、記事は警察種・花街の艶種を脚色した猥雑かつ煽情的なものが目立ち、その中から往々にして世間を罵倒し他人をこきおろすことがあった¹¹⁾。しかしながら、そうした態度が時の政局や言論界に向けられたかという点、「道理」や「理窟」の言えない哀しさで、正々堂々の議論をぶつけることはまずないといってよかった。ここに柳北が「悪口雑言」を戒めたのは、そうした卑屈な態度をふまえたもので、そこでさらに「道理」や「理窟」を求めたのは、これによって「大新聞」とのギャップをいくらかでも埋めることができるものと考えていたからであろう。

さて、このような柳北の問題意識は、やがて北海道開拓使払い下げ問題から明治14年の政変、

自由党・立憲改進黨の結成へとつらなる「自由民権」の高まりを契機に、さらに先鋭なものとなり、それまでの「小新聞」(＝傍訓新聞)のありかたを改めるべきであると主張するまでとなる。

「今や傍訓新聞読む人に^{のべ}権利を論じ自由を説き政治上の思想を陳^{のべ}とする者、猶少なくして暁天の星の如しと^{いふ}雖も、今にして諸君(『読売』記者——引用者注)が心を用ひて貴重なる道理を幼穉なる人々に論ずの端緒を開かざるべからず。歲月の立つ^{すみや}に速かにして人智の進む^{くびく}に早し。傍訓新聞とて何時までも情死首縊^{じゆうく}窃盜姦通等の事に筆を労するのみにて可ならんや。(中略)今より聊かにても其の針路に進み童蒙を開論して幸福の域に誘きたらん^にに諸君の功まことに偉なりと謂ふ可し。要無き劇場の評や娼妓の話^わ棄つるも妨げ無からんか。彼の讒^{ざん}謔^{ばく}の法律も改まりていといと畏る可き景色となりぬれ^に、傍訓新聞も亦一変革の機会に及びしならん。され^に卑屈に失せんより^に寧ろ高尚に失す可しと、漁史(柳北——引用者注)の心に思ふまゝを陳述す。」

(『読売』M15. 1. 25)

ここにおいて柳北は、折からたかまる自由民権の動きの中で「何時までも情死首縊窃盜姦通等の事に筆を労するのみにて可ならんや」とし、さらに「要無き劇場の評や娼妓の話^わ棄つるも妨げ無からんか」と述べる。つまり、「小新聞」もみずから体質改善をはかるべきであるというのである。その第一歩として「心を用ひて貴重なる道理を幼穉なる人々に論ずの端緒を開^きき、それから「聊かにても其の針路に進み童蒙を開論^し」ていかねばならないというのが、柳北の認識である。「され^に卑屈に失せんより^に寧ろ高尚に失す可し」——この主張は、まさに「悪口雑言」の温床ともいふべき「三面記事」のありかたを変え、従来の娯楽活動中心の「小新聞」から脱却して言論活動中心の「大新聞」型へと転換すべきであるとする意味がこめられているといってもいいだろう。

このように柳北は「小新聞」の体質改善を主

張し、自由民権の時勢に應えるべく「貴重なる道理」をもってその読者を啓蒙すべきであるとしたが、そのような書き手の側の意図に対して読者の受けとめ方はどうであったか。ここで、柳北の説からほぼ一年経過して『読売』に掲載された可愛楼晴雪の投書を見てみよう。

「思ふに新聞紙の高尚になる^に取も直さず読者の眼が高尚になりしものにして、是を手ツ取りばやく^{たふ}驚^{おどろ}んに、四五年前までヤット傍訓^{あて}を当て拾^{よみ}ひ読に読み居たりし人達も、根気よく今日まで新聞を読^{よみ}つづけたるもの^に、最早や朝野の雑録時事の漫言位^もコッサに読あげるなり。(中略)され^に老人の部に編入され世が世なら隠居で澄^すす人達も、今^に奔走の傍^{かたわ}ら小新聞の一枚もヒックリかへせ^に忽ち口^{くち}舌^{しやべ}を尖らし、自營の道が立^たて独立にして貸^かたもの^に返して貰^{もら}う権利がある、受^うけた恩^{おん}に^に報^{はく}る義務ありとか、又ズット進^{すす}んで国^{こく}は^にどうだ憲法^{けんぽう}は^にあゝだ、国体^{こくたい}は^に斯^{こう}だ政体^{せいだい}は^にさうだなどと、現今の学問もしない僻^{へき}に頻りに饒舌^{じやうせつ}くり得るは即ち新聞のお蔭^{かげ}で、小生^{せうせい}は^に是を此れ新聞学問といふなり。」

(『読売』M15. 12. 12)

以上に紹介した投書には多少の誇張があるとは思ふが、いずれにしても明治15年段階になると「小新聞」の読者とはいえ、高度なりテラシー(読み書きの力)を持つ者が徐々にふえていたとはいえるだろう。また、そうした中で『朝野』の「雑録」や『時事新報』(明治15年3月15日創刊)の「漫言」をもたやすく読みこなす者がいたとしても決して不思議ではないだろう(ちなみに「雑録」は柳北の執筆、「漫言」は福沢諭吉の執筆によるものである)。かかる読者の増加と成長とともに、権利や義務あるいは憲法・政体などを論ずる風潮が出てきた。このことは、かねてより「小新聞」の側に「高尚」な記事を掲載する動きがあり、ここにいたってその成果があらわれたからにはほかならない。

柳北が「小新聞」の改善を主張し「され^に卑屈に失せんより^に寧ろ高尚に失す可し」と唱え

てほぼ1年のあいだ、従来政治とは無縁の世界にあった「小新聞」読者の中から、自由民権の「貴重なる道理」に啓発され、ついに権利・義務を知り憲法・政体を論ずる者があらわれている。このことは、元来「絶体的に政治等に関する論説を掲げざりし事」を旨とした「小新聞」の限界が打破されつつあると同時に、従来「花街の艶種、演芸等に関する記事を歓迎」した読者が政治にも関心を示し始めたことを物語っている。

3. 明治十四年政変と立憲帝政党批判

柳北が「読売雑譚」に発表した小文は、明治14年(1881)8月を機に、折からたかまる政治問題に影響をうけて、一つの政権批判となってあらわれる。ここにまず掲げる一文は、北海道開拓使官有物払い下げ問題でたかまった民権派の言論攻勢に呼応して政府高官を批判したものであるが、その中でとくに注目すべきは政府開明派の大隈重信を「加藤清正」に擬し、他の高官と対照させて積極評価している点である。

「理を理とし非を非とし、正を正とし邪を邪とす、是れ君子の心なり。(中略)何れの世にか、はらず、其の位に在る者へ他の威権勢力に怖れず理を理とし非を非とし、我が一身の安危を顧みずして之を論弁す可きなり。(中略)肥州(加藤清正——引用者注)へ一身上の事すら猶直言して顧みず、まして国家人民の為に理非を論ず可きの地位に当たる人々へ毫も強暴に屈せず、若し不正なる所為有べ之を譴責し、之を拒絶して憚る所無かる可し。」

(『読売』M14. 8. 30)

この小文が発表された頃には既に、柳北の『朝野』は政府による関西貿易商会への開拓使官有物払い下げに反対する言論キャンペーンを展開し、藩閥官僚による専制の弊害を論ずるとともに、国会開設の要求を掲げていた¹²⁾。ここに見られる「雑譚」の主張は、開拓使官有物払い下げ問題を機として政府開明派が主導権をにぎり、「国家人民の為に」藩閥勢力を打破すべきであ

るとしたところに特徴があるが、この点は他の民権派新聞においても同様で、政府の内からの改革に希望を託していたことがわかる¹³⁾。

政府は、こうした新聞界の動きや、活発となった政治演説会にも弾圧を加え、新聞記者・弁士をつぎつぎに重禁錮・罰金の刑に処していた¹⁴⁾。かかる事態に際して柳北は、まず一文を「雑譚」に寄せて「政府にて一となく二となく人民の事に干渉すれば、或之をして憔悴枯槁せしむるの結果を見る、之を愛するの心より却て之を傷ふに至るゝ豈哀しからずや」(『読売』M14. 9. 7)と干渉の害を説き、その後もさらに「無暗に押し附けるを以て上策とするゝ甚だ心違ひなり。(中略)世間の道理往々斯くの如し。何事も軽重宜きを失ふ時へ必ず悪しき結果を生ず」(『読売』M14. 10. 29)と述べるなど、政府の人権無視の態度に加えて言論抑圧の姿勢を鋭く批判した。

かくして柳北は、開拓使官有物払い下げ問題を契機として「小新聞」に“政治”を持ち込んだだけでなく、人民の権利と自由について平易な表現で読者に説くまでとなる。そして、この間、10月12日に政府から開拓使官有物払い下げ中止、大隈重信の参議罷免が発表され、同時に来る明治23年に国会を開設する旨の詔書が発せられたことによって、柳北の民権家としてのトーンはさらにたかまった。

「光陰のたつゝ早きものなれば、二十三年の国会開設も猶程速しと思ふうちに、其期に迫るゝ意外に早からんか。国の政 執る人々へ心して今より其用意なし給へ、其折国の政に参する我が同胞諸君も亦其準備を怠り給ふなよ、(中略)此一大変革へ全国の禍福に関する大事なればゆめ油断ばしし給ふな、と老人めかして言ふも亦例のさし出口にやあるらん。」

(『読売』M14. 11. 27)

翌明治15年(1882)1月になると、柳北は、それまで情死・窃盗・姦通などの事件を好んで取り上げていた「小新聞」(=「傍訓新聞」)のありかたを改めるべきであるとして、『読売』記

者に奮起を促す一文を送った。

「今や傍訓新聞読む人に^の権利を論じ自由を説き政治上の思想を陳んとする者、猶少なくして暁天の星の如しと^の雖も、今にして諸君が心を用ひて貴重なる道理を幼穉なる人々に論ずの端緒を開かざるべからず。歲月の立つ^の速かにして人智の進む^の早し。傍訓新聞とて何時までも情死^の盲^の竊盜姦通等の事に筆を勞するのみにて可ならんや。(中略)今より聊かにても其の針路に進み童蒙を開諭して幸福の域に誘きたらん^の諸君の功まことに偉なりと謂ふ可し。」

(『読売』M15. 1. 25)

ここで柳北は、「小新聞」読者には「権利を論じ自由を説き政治上の思想を陳んとする者」が少ない現状を認めつつも、「貴重なる道理を幼穉なる人々に論ず端緒を開かざるべからず」と述べている。この言葉には、やがて来たる明治23年の国会開設に備えて、人民一般に民権・自由の觀念を知らしめ政治上の思想をも扶植せんとする、柳北自身の思い入れがあったと見てよい。つぎに示す一文は、そうした柳北の立場を一層明確に物語っているといえよう。

「古来我が亜細亞の慣習^の上に^の圧抑の力強くして、下^の恭順のみをもて美德とする教育なりしか^の、其弊^の竟に人と生れて気力も無く、動もすれば卑屈なる奴隸心のみを生じ、貴重なる一身の独立せねばならぬと云ふ事を忘るゝに至りし^の嘆く可き事なれど、(中略)万国の交際起りしより、以来我が国人中に智識の秀でし人々^のいと早く此点に着目し始めて、人間に^の各個天賦の権利ある事を知り、必らず独立す可きが其本分なりと開悟せし^の、竟に我が国人の一大幸福なり。去れど旧習の其頭脳に染みこみたる人^の此権利と云ふ事も独立と云ふ事をも思ひたがへて、上下の秩序を紊るもの、如くに考ふる^の愚かなる事ぞかし。上^の君主より下^の小民まで各其権利を保ち独立してこそ、其国よく国を爲すなれ。若し国民悉く依頼心と卑屈心とを以て生活せん^のに能

く海外の諸国と^の対峙する得可きか。且上下の秩序と云ふ^の互に其権限有る事にて、下^の抗せず上^の圧せぬをこそ秩序といふなれ。豈上^の鬼神の如く下^の蛆虫の如き野蛮世界を以て上下の秩序正しきものと謂ふの理あらんや。」

(『読売』M15. 2. 26)

ここに見られる主張は、当時、『東京日日新聞』と『東京横浜毎日新聞』とのあいだでおこなわれた主権論争¹⁵⁾に呼応したもので、いわゆる君主主権論をとる『東京日日新聞』に対抗して人民の権利・自由を説いたものである。その中で柳北は、明治初年に唱えられた天賦人權説や「一身の自由独立」を論じた福沢諭吉の説(『学問のすゝめ』)をふまえて、「上^の君主より下^の小民まで各其権利を保ち独立してこそ」一国の秩序があるのだという。この見解は、文中の「上下の秩序と云ふ^の互に其権限有る事にて」という言葉からもあきらかなように、君主権にも一定の法的枠組みをあたえており、君主のみを主権者としていない点に特徴がある。柳北のかかる見解は、主権は君主・人民のあいだにあり、君主と人民の代表者である国会が国政にあたるとした君民共治論の線上にあるものと見てよく、その意味では『東京日日新聞』紙上で「其独裁政治たると立憲政治たると論なく、主権は常に君主に在り¹⁶⁾」と論陣を張った福地源一郎のそれとは、真向から対立するものであった。

柳北と福地との対立は、その後まもなく民権・官権両派の政党結成がおこなわれるにおよんで決定的となる。明治15年3月、福地が丸山作樂(『明治日報』社長)や水野寅次郎(『東洋新報』社長)らとともに立憲帝政党を組織した際に、柳北は、さきの開拓使官有物払い下げ問題に際しては政府を攻撃しながら今度は官権派にまわった福地を「其人や元来志操も無く気節も無く、其頭脳に締りの無きこと宛も海上の水母の如く、東に漂ひ西に流れ毫も定まる所無ければ、竟に^の其正体を現し如何なる僞父市人にも其内兜を見すかされ、復三文の値うちも無きに至ること有り。是れ彼の夜市星舗の盆栽衣帽と何ぞ異な

らんや」(『読売』M15, 3, 17)と、その変節漢ふりを酷評している。

そしてさらに、福地の『東京日日新聞』をはじめ『明治日報』『東洋新報』の各紙が政府に買収される¹⁷⁾におよんでは「彼の商賈自ら政府の干渉を嬉しがり、朝に干渉を請ひ夕べに干渉を願ふが如き情況多き様なり。亦笑ふ可きの甚しきものならずや。其極遂に新聞社会まで政府の干渉を得て始めて営業を為し得る者あるに至る。亦驚く可きなり」(『読売』M15, 4, 23)と、辛辣きわまる批判を展開している。

柳北は、同年4月16日、前年下野した大隈重信を総理とする立憲改進黨が結成されると同時に、幹部黨員として参加した¹⁸⁾。既に柳北は、欽定憲法・主権在君を奉ずる立憲帝政党に対して「我邦を永遠に保存せんとするの道^{いっ}唯改良の一途に在り。今日に於て保守^{おほい}以て国の保存を図らんとする^は、熱を患ふる病客を大切に一室内に鎖閉して鮮新なる空氣の流通を絶ち、以て其の生命を保存せんと欲するに異ならず」(『読売』M15, 3, 30)と、その保守主義を批判しており、さらに改進黨員となってからも「夫れ世界の智識^{ちしき}の日に新たに^{また}して又日に新たなれ^べ (中略)、己れが守旧の心を以て他の改進黨を妨害せんとする^は小人の所為のみ」(『読売』M15, 7, 2)、あるいは「漁史^{りし}の極めて守旧説を排斥する者なり、改進黨論を主張する者なり」(『読売』M16, 5, 17)と述べて、自己の「改進黨」主義の正当なることを訴えている。

ここに柳北は『読売』に拠って、自由民権を説くのみならず、官権党たる立憲帝政党を攻撃し、読者に「改進黨」主義の正当なることを訴えている。このことは、当時の「小新聞」も、自由民権あるいは改進黨系の一言論機関たり得たことを示している。

4. 経済不況と民権退潮の中で

柳北が福地源一郎らの立憲帝政党を手厳しく批判してきたことは既にあきらかであるが、柳北は、いっぽうの自由党についてはまったく言

及するところがなかった。当時、柳北が社長の任にあった朝野新聞社では、社主の乙部鼎や社員の磯部節・宮下平三郎が改進黨員、主筆の末広重恭(鉄腸)や社員の高橋基一・浅野乾が自由黨員というように「一の新新聞社にして二つの党派に關係する」状況があり、そうした事情から柳北自身も自由党に対するコメントは自重せざるを得なかったからである¹⁹⁾²⁰⁾。

改進黨と自由党との関係は、明治15年(1882)9月に改進黨系の『東京横浜毎日新聞』が自由党総理板垣退助の外遊を非難したことから、翌10月には自由党も改進黨と三菱会社との関係を暴露するとともに「偽党撲滅」を宣言するまでとなり、以来、日を逐うごとに陰悪となっていた。

そのような中で、政府は明治16年(1883)4月16日に改正新聞紙条例(太政官布告第12号)を公布し、民権派言論機関に対する規制強化をはかった。この条例は従来の新聞紙条例や発行禁停止に関する規則に追加・変更を加えたものであったが、①新聞の創刊を困難にする、②発行禁止・停止権を(従来の内務卿に加えて)地方長官・陸海軍卿・外務卿にまで拡張する、③法律上の責任者の資格を限定する、④印刷器の没収・差し押さえを可能にして禁止・停止後の発行を防止する、などの改正点を盛り込んであったことから、以前にも増して強力な言論取締が可能であった²¹⁾。

明治16年前半期は、政党あるいは党派間の軋轢が増し、しかもそれに追い撃ちをかけるかのように新聞紙条例が改正されたことで、政党は低迷の状態へ、言論界は沈滞の状態へと向かうところとなる。しかし、そうした事態に対して柳北は新聞紙条例をむしろ逆手にとって、意気あがらぬ同業各社に活気をあたえんとした。

「此^{この}比新聞条例の改正有りしより、以来全国の新新聞社^{しんぶん}何となく氣焰衰へ、新聞記者も往々苦情を訴ふる者有る様に思^{おも}へる。斯く申す漁史^{りし}も又余り有難き事とも思^{おも}へぬなり。(中略)今日の有様^{ありさま}姑^{しばらく}置き、此後^{このこ}とても猶幾層^{なほ}の困難も有る可^べく幾倍の痛癢をも受

く可し。是れ皆我が新聞の益す勢力を増し、愈よ光榮を加ふるの反動なりと思へば、左のみ落胆痛心す可きことに非る可し。」

(『読売』M16. 6. 21)

いっぽう官権派の新聞各社では、『東洋新報』が業績不振で前年12月に廃刊、残る『東京日日新聞』『明治日報』の二紙も形勢すこぶる不利、そのうえ「政府党」を称した立憲帝政党までもが、政府の超然主義とは相容れないとの理由から、明治16年(1883)9月24日をもって解散するにいたっている²²⁾²³⁾。

明治16年後半期にはいと、松方デフレ政策による不景気が進行し、社会全体に一種の沈滞気分が覆うところとなった。柳北は、そうしたありさまをとらえて、国内あるいは民間に活力がよみがえるよう訴えている。

「漁史、近比世上の形勢を窺ふに至って物静かになりたり。(中略)官吏紳士豪農巨商神主坊様文人墨客猫も杓子も皆活潑の気力無く、唯其日々々を送り因循苟且のすがた有るに似たり。政党も振はず新聞論説も気焰乏しく、銀行会社芝居貸座鋪寄席茶屋芸者何もかも不景気なり。去らば官権流のみ盛んなるかと思へば左も無くて、さしも勢ひ有りしと自称せし帝政党も亦分散し華んぬ。噫何ぞ世間の物静かなるや。(中略)苟くも国権を張り国利を開き、民権を盛んにし民利を求めて海外諸国に比肩せんと欲する考案より視察する時、此の物静かなるの喜ぶ可き事なるや憂ふ可き事なるや、漁史 窃に惑ふ、希はくは世上の有志諸君少しく活潑の精神を発揮せよ。」

(『読売』M16. 9. 28)

ここに見る「物静か」とは、それまで見られた政党の低迷や言論界の沈滞といった一部のことに限らず、社会のあらゆる分野でいえることであった。この事態を一国の問題としてとらえた柳北は、当時の日本が「海外諸国」に匹敵するだけの国力・民力を備えているかと問い、同時に国内あるいは民間に「活潑の精神」が復活することを期待した。

だが、このような期待とはべつに、不景気はやがて都市商工業者・地方農民を直撃し、商店の倒産を続出させ、負債農民を騒擾事件へと駆り立てるまでとなる。

その年の11月、柳北は各地の不況の模様と人々の惨状をあげ、その原因は何であるのかを問おうとした。

「聞く所にて、東京の格別にもあらねど、横浜の商業全く閉塞し宛も火の消たる如く、内外の商人の顔色土の如く、次で神戸も箱館も長崎も新潟も亦同一にして、大坂の若き東京に對峙する大都府も、戸ごとに損を為し人ごとに窮し言語道断の形勢なり。まして各県下に至って、嘆嗟の声道路に盈ち、破産閉店の人指を屈するに暇あらずと云ふ。何ぞ其れ意外千万なるや。斯る太平安樂の御代に逢ひ、又五穀成就百物下直の世の中に栖みながら、何故に窮迫し何故に哀嘆し、甚だしきに至って家産を失ふて道路に彷徨し、又甚だしきに至って自ら貴重の命を絶ちて負債に殉ずる者有るに至るや。噫世の中の事の意外なることぞかし。」

(『読売』M16. 11. 11)

柳北は、ここで「太平安樂の御代」とはうらはらなる社会の状況をあげ、人々の苦しみが何によってもたらされるのかを問おうとした。そこに政治のありかたがかかわっていることはいうまでもない。既に松方デフレ政策の強行によって物価の騰貴は鎮静できたものの、金融の停滞・購買力の低下により商店の倒産・失業者の増加をまねいている。また米価・地価の下落によって農民の税負担も過重となり、借金返済のために土地を手放す者、あるいは高利貸・金融会社に負債減免を要求する「借金党」の動きもあらわれている。柳北は、そうした中で人々の惨状を世論に訴えつつ、政府当局にもその責任を問おうとしたのである。

明けて明治17年(1884)1月、柳北は逗留先の熱海で政府高官に接し、彼らが「民間の事情」にうといことを眼のあたりにして「深遠なる内閣に立たせらるゝ人々はいか程聰明にまします

にもせよ、幾分かまた民間の事情に遠きこと無きに非ざる可し」(『読売』M17. 1. 23)と述べるまでにいたっている。このとき既に、福島県下では農民300人余が負債減免延納を求めて屯集するなどの事件もあって、政府当局者は民間の実情に即した対応をせまられているというのが、柳北の基本的な考え方であった。

「譬へ一省を管理し又一県を統轄する人の事務を行なふに当り、其れ善からぬと忠告する人有時、イヤ乃公の是と認めたる事何処までも是なりと言ひ張りて、其言を拒絶する剛毅の様なれども、他日或漁史のアンカ(人がすすめた暖脚炉を拒み後で後悔した経験にちなむ——引用者注)に類すること無きを保たず。此くの如き事、豈一省一県のみならんや。是より大なる所の者に至りても亦同轍たるを免れ難し。(中略)其小なる漁史のアンカの如き、其處が独りの困苦に止まるも、其大なるものに至って自己の後悔を置き、数千万人の困苦を引いだすこと無きに非ず。希はく之を其始めに注意し給へかし。」

(『読売』M17. 2. 14)

柳北は、この文が発表される3日前の2月11日に、熱海で参議伊藤博文と出会い歓談する機会を得ていた。その紀行文「葉槽余滴」によれば「漁史、参議ニ謁セザル久シ。後刻来話セヨトノコトナレバ(中略)参議ノ旅館ニ赴ク、又小酌シテ大ニ酔ヘリ」とあり、また翌日にも「伊藤公ノ許ニ赴テ暮ス」とある(『朝野』M17. 2. 22-23)。当時の伊藤は約1年半にわたるヨーロッパでの憲法調査を終えて、やがて憲法起草にかかろうとする、いわば得意の時期にあっただけに、柳北もその伊藤の自信家たる一面をとらえていたにちがいない。また、そうした折に柳北は、政府高官の独断的態度が「一省一県」のことだけでなく「数千万人の困苦」をもまねくとして、それに見合うだけの「忠告」をしていたとも想像できる。上掲の文は、どう見ても伊藤クラスの高官を想定して書かれたもののようであるが、それはさておき、この時期におよ

んで「民間の事情」に即した対応を求めるのみならず、政府高官にその独断的態度を改めるよう求めていたことは、政府の責任を問う柳北の姿勢がさらに一步進んでいたことを示している。

その後、こうした政府の責任を問う態度は不景気の進行とともに強いものとなり、その発言はさらに鋭いものとなった。もちろん、新聞記者が政府・官吏を批判することは、新聞紙条例・讒謗律にふれ禁獄刑となることもありうる。しかしながら柳北の「数千万人の困苦」を思う心情には何よりもかえがたいものがあった。

「去年以来都鄙遠近処として不景気々々々の嘆声を発せざる無し。単に其声を聞くのみならず細かに其内幕を窺へば、各地の農家商店より製作場工業所の如き尽とく寥々索々の景況を現じ、容易に挽回の目途を見出さざるもの、如し。(中略)夫れ商業工業日に衰ふるも米価物価日に下るも、彼の租税中より月給を受領する人に更に痛癢無きなり。物価の低落に至て却て日々の生計に於て多少の利益有れば、此一部分の人々目今の不景気社会に於て意外に都合宜きことと断定す可し。夫れ如何なる親切懇篤の人と雖も己の為に不都合無く幾分か利益有る時、他人の困難なることを耳に聴き目に視ても格別に感じの無きが人情の常なり。漁史此比各処に往来するに、商や農や職工や芸人や著述家や新聞記者や皆異口同音に社会の不景気を嘆ず。然るに有るお方(官吏——引用者注)に於て未だ独りの此節、世間が不景気で困るなど、云ふことを片言隻語も口を出されたるを聞かざるなり。漁史窃に以為らく、月給を取る人其数限り有り。其他幾千万なるを知らず。今日の有様にて次第々々に切迫になり行く時、到底如何なる形象を社会に現し出すならん。其時に及ぶも尚一部の人種、安楽に坐して花を観、酒を飲ミ妾妓を弄し相撲を相手に為して居るを得可きか。漁史其如何を知らず。安楽の君子幸ひに将来の始末を誨へよ。」

(『絵入朝野』M17. 4. 25)

ここにおいて柳北は、不景気とは関係なく暮らす官吏たちに筆鋒鋭くせまる。その説によると、そもそも官吏というものは「租税中より月給を受領する人」であるがゆえに、世間で不景気と騒いでも、米価・物価の低落のおかげでむしろ暮らし向きは良くなったというべきで、したがって官吏たちは不景気に無関心で居られるし、ましてや民間の困苦を知ろうともしない、と官吏一般の心理をあきらかにする。だが、そうした官吏は「一部の人種」にかざられるだけに「今日の有様にて次第々々に切迫になり行く時へ」、「幾千万なる」人民の怨望をかけて「到底如何なる形象を社会に現へし出すならん」として、まさに革命的状况が現出しようのだと示唆している。

それからまもない5月には、群馬で自由党員が困窮した農民数千名を率いて高利貸・警察署を襲撃する事件(群馬事件)があり、またその4か月後の9月には茨城・福島の自由党員16名が加波山に蜂起して警察分署を襲撃する事件(加波山事件)があるなど、しだいに世情騒然たるありさまとなるが、柳北は、かかる中で自由民権の退潮を感じつつ、景気の挽回が何より重要課題であると述べている。

「抑も二十三年になれ^{ども}何事か有るや、彼の国会設立か。漁史は如何様なる国会が二十三年に立つか、今日の有様にて^{この}此事に向て容易に憂喜する能^{あた}へざるなり。況や猶七年の久しき此不景気の姿にて推行か^{おし}べ、漁史も(中略)皆餓^{がひよう}孿^{おわ}に化し了らんのみ。血肉変じて土となり、其土を以て国会議事堂の地ならしに供する^{ひと}へ余り有り難きことに^{ひと}非ず。偏^{ひと}へに願^{ひと}へく^{ひと}一日も早く全国一般に此の不景気を挽回するに至らんことを。」

(『絵入朝野』M17. 8. 7)

既に自由民権の勢力は明治16年以来の不景気によって意気消沈するか、あるいは革命的行動に走るかの選択をせまられていた。この場合、前者の立場をとれば、そのまま雌伏して明治23年の国会開設にむけて力を維持しなくてはなら

ない。しかしながら、その不景気がいつ好転するかはあきらかではない。これでは国会開設を前にして餓死してしまう、と柳北は嘆かざるを得ない。自由民権の衰運を巻き返すのも、ひとえに不景気をどう克服するかにかかっていたのである。

明治17年秋になると、折からの凶作で農民の生活は一層深刻となり、10月には埼玉県秩父地方で自由党員・農民数千人が郡役所・高利貸を襲撃し、東京鎮台の軍隊が鎮圧にあたるといった事件が起こった(秩父事件)。柳北は、この頃から、かねて養生中の肺患が悪化、11月27日から重症におちいり、同月30日ついに不帰の客となった²⁴⁾。享年48歳。まさに自由民権を象徴するジャーナリストの死であった。

「漁史、前半年ハ胃病ニ苦ミ、後半年ハ肺病ニ悩マサレ、日ニ湯薬ヲ喫シ^{ひたす}只^{ひたす}管^{ひたす}摂生ヲ務メ、美酒有ルモ飲ム能ハズ^{かこつ}佳肴有ルモ食ラフノ念無シ。人間ノ快樂既二十ノ九ヲ失ナヒ、空ク衾褥ノ間ニ起臥呻吟スルノミ。疾病死亡ノ災厄亦大ナリト謂フ可シ。己レヲ推シテ人ヲ恕スレバ世間亦或ハ漁史ニ類スル者無シトモ謂フヲ得ズ。噫本年ハ真ニ悪年ナル哉。今や隙駒^{げきこ}駢^{へん}タトシテ歳將ニ除ナラントス。願ハクハ此ノ悪年ノ早く去リ了テ、来タル明治十八年ハ少シク愉快ナル年タランコトヲ切ニ希望スルノミ。」

(『朝野』M17. 12. 2)

柳北は、臨終を前にして「悪年ナル哉」と題する一文を草し、不景気に打ちひしがれた人々を思いやり、その幸福を願い、新たな明治18年に希望を託した。思えば、柳北の晩年は松方デフレ政策とのたたかいであり、またそれだけに不景気の克服という問題が重くのしかかっていたことは否めない。しかしながら柳北は、そうした問題に取り組むことによって、民権派としての抵抗姿勢を保ち、同時に民衆の支持を獲得していたといえるだろう。限られた生と死の予感の中で柳北は、人々の困苦に思いを馳せ、一日も早く社会全般の幸福がもたらされるよう期待した。

「来タル明治十八年ハ少シク愉快ナル年タランコトヲ」——この言葉は、自己の生と死を超えて社会全体の幸福を実現せんとする意思を表したものにほかならない。

5. まとめ

これまで、「小新聞」と自由民権に関して、明治14年以降の「読売雑譚」を中心に成島柳北の言論活動を見てきたが、ここで本稿のまとめとしていくつかの点をあげておきたい。

まずはじめにあげるべきは、本稿でとりあげた柳北の言論活動が「小新聞」の改善あるいは「小新聞」読者の啓蒙化を推進したという点であろう。柳北は、その言論活動の中で、従来の「小新聞」の関心が政治の世界に向かず、いわゆる社会・芸能娯楽面に集中していたのは、記者自身に「道理」や「理窟」をいおうとする意思がないためであると見た。柳北の「小新聞」改善への取り組みは、やがて自由民権の高まりの中で「何時までも情死首縊窃盗姦通等の事に筆を労するのみにて可ならんや」といった主張となり、さらに自由民権の「貴重な道理」をもって人々を開論すべきであるとする実践となってあらわれた。これにより柳北は、多くの戯文を発表する中で、「小新聞」の「俗談平話」に則り、「道理」をもって自由民権を説くという手法から、読者をしだいに「高尚」の域へと導いていったと考えられる。この点は、「理窟」をもって終始押しまくる「大新聞」の論説とは手法を異にしていたと見るべきだろう。

つぎにあげるべきは、かかる柳北の言論活動によって「小新聞」が自由民権の言論機関となり、「小新聞」読者にも民権思想の普及がはかられたという点であろう。柳北は、明治14年の開拓使官有物払い下げ問題を機として、また明治14年政変と同時に国会開設の詔書が発せられたことで、人々に民権・自由の観念を知らしめ、政治上の思想をも扶植せんとした。そうした中で柳北は、君主主権論の論陣を張った福地源一郎に対抗して「上へ君主より下へ小民まで各其

権利を保ち独立してこそ」一国の秩序があるとの見解を示し、国民が「卑屈なる奴隷心」から解放され、みずからの権利を守るべきであるとした。この議論は、当時の「旧習の其頭脳に染みこみたる人」に権利の何たるかを知らしめ、その保守主義を打破せんとしたものであった。柳北は立憲改進黨に入党して以後も、立憲帝政黨の保守主義を攻撃し「己れが守旧の心を以て他の改進黨を妨害せんとするハ小人の所為のみ」と、みずからの「改進黨」主義の正当なることを訴えた。ここに、当時の『読売』が改進黨系の一言論機関であったことはあきらかである。

ここでさらに、以上のような柳北の言論活動が（これにより『読売』『絵入朝野』も）松方デフレ政策の進行にともない、民間の困苦・人々の惨状を訴え政府の責任を追及する方向に転じていったという点をあげておきたい。柳北は明治16年後半期に入り、自由民権の意気阻喪する中で民間からの「活潑な精神」を期待したが、やがて不景気が都市商工業者・地方農民を直撃するにおよんでは「各県下に至って嘆嗟の声道路に盈ち、破産閉店の人指を屈するに暇あらず」と人々の惨状を訴えるまでになった。その後、政府当局に「民間の事情」に即した対応を求めんとした柳北は「今日の有様にて次第々々に切迫になり行く時に、到底如何なる形象を社会に現へし出すならん」と、革命的状況が現出し得ることを示唆した。明治17年春から秋にかけて各地では自由党員・農民による激化事件がおこるが、柳北は自由民権の衰運を巻き返すためには、景気の挽回が何より重要課題であると見た。柳北の晩年は、松方デフレ政策による不景気とのたたかいであり、それに取り組むことによって、民権派としての抵抗姿勢を保ち、同時に民衆の支持を得ていたといえるだろう。その点では、こうしたジャーナリストの存在を通して「自由民権」のありかたをもういちど考えてみる必要があると思う。

参考文献

1. 小野秀雄：日本新聞発達史，大阪毎日新聞社・東京日日新聞社（1922）
2. 野崎左文：私の見た明治文壇，春陽堂（1927）
3. 読売新聞社：読売新聞八十年史，読売新聞社（1955）
4. 西田長寿：明治時代の新聞と雑誌，至文堂（1961）
5. 山本武利：新聞と民衆，紀伊国屋書店（1978）
6. 山本武利：近代日本の新聞読者層，法政大学出版局（1981）

注記

- 1) 2) 読売新聞社：読売新聞八十年史，読売新聞社（1955）pp. 121-125
- 3) 4) 7) 8) 野崎左文：昔の新聞談（上）：明星，巳年 第5号（1905，5），p. 60
- 5) 塚原淡柿：桜痴先生と柳北先生；文章世界，第1巻 第1号（1906，3），p. 101
- 6) 西田長寿：明治時代の新聞と雑誌，至文堂（1961）p. 117
- 9) 鶴飼新一：朝野新聞の研究，みすず書房（1985）資料編 p. 26
- 10) 読売新聞社：読売新聞八十年史，読売新聞社（1955）p. 12-13
- 11) 山本武利：新聞と民衆，紀伊国屋書店（1978）p. 34-35
- 12) 13) 永井秀夫：明治14年の政変；堀江英一・遠山茂樹編：自由民権期の研究，第1巻，第4章，有斐閣（1959）pp. 185, 191-193
- 14) 宮武外骨：明治演説史，成光館出版部（1929）pp. 142-145
- 15) 長束宗太郎編：民権家必読主権論纂；明治文化全集，第5巻，自由民権篇，日本評論社（1927）pp. 37-39, 309-351
- 16) 福地源一郎：新聞紙実歴；明治文化全集，第17巻，新聞篇，日本評論社（1928）p. 18
- 17) 小野秀雄：日本新聞発達史，大阪毎日新聞社・東京日日新聞社（1922）pp. 127-132
- 18) 指原安三編：明治政史，上篇；明治文化全集，第2巻，正史篇，日本評論社（1928）pp. 414-415, 430-431
- 19) 鶴飼新一：朝野新聞の研究，みすず書房（1985）pp. 29-31
- 20) 末広鉄腸：新聞経歴談；明治文化全集，第17巻，新聞篇，日本評論社（1928）p. 66
- 21) 小野秀雄：日本新聞発達史，大阪毎日新聞社・東京日日新聞社（1922）pp. 154-157
- 22) 西田長寿：明治時代の新聞と雑誌，至文堂（1961）p. 144
- 23) 福地源一郎：新聞紙実歴；明治文化全集，第17巻，新聞篇，日本評論社（1928）p. 17-18
- 24) 大島隆一：柳北談叢，昭和刊行会（1943）pp. 79-83